

田原市お試し移住支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき市への定住・移住の促進を図るとともに、本市におけるデジタルの活用の促進に資するため、市内の宿泊施設を利用して田原市でお試し移住を行う者に対し、田原市お試し移住支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 新たに本市の区域内に住所を定めること（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定により市長に届け出たものに限る。）をいう。
- (2) お試し移住 住居や生活環境の確認、就職活動、オフィスの設置及び転移の検討等、本市への移住の検討を目的とし、市内宿泊施設に連続する2泊以上滞在することをいう。
- (3) テレワーク 情報通信技術等を活用し、普段仕事を行う事務所、事業所等以外の場所において仕事をすることをいう。
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿泊所営業に係る施設をいう。ただし、江比間野外活動センターは除く。
- (5) 申請者 お試し移住を行う者（同行者がいる場合はその代表者）で、補助金の申請を行う者をいう。
- (6) 同行者 申請者が属する世帯の世帯員のうち、田原市への移住を検討する者で、申請者とともにお試し移住を行う者のことをいう。
- (7) 対象者 補助金交付の対象となる申請者及び同行者をいう。
- (8) 利用期間 対象者がお試し移住を行う連続する2泊以上13泊以内の期間をいう。

(交付対象者)

第3条 対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付の申請時点において、本市が備える住民基本台帳に記録されておらず、かつ、本市への移住を検討している者であること。
- (2) 本市への移住の原因が婚姻、転勤、進学等でないこと。
- (3) 補助金を利用する目的が観光、帰省、出張、通学等でないこと。
- (4) 補助金交付申請の日において、申請者の年齢が18歳以上であること。
- (5) お試し移住の実施前及び実施後に、別に定めるアンケートに回答し、市へ提出すること。
- (6) お試し移住の利用期間中及び利用期間後において、本市が実施する定住・移住

促進に関する調査及び広報事業に協力することができること。

(7) 田原市暴力団排除条例（平成23年田原市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(8) これまでにこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(9) その他田原市が不相当と認めた者でないこと。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の対象経費等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 宿泊費補助金

ア 利用期間中において対象者に市内でテレワークを行う者を含む場合

補助対象経費	対象者が市内の宿泊施設に素泊りする場合の費用（夕食、朝食等の飲食に係る料金、サービス料金、消費税及び地方消費税及び入湯税は含まない。） なお、申請者の2親等以内の親族が所有する住宅等に宿泊できる場合は補助対象としない。
補助率等	(1) 補助率 1/2以内 (2) 補助額 1人1泊当たり上限4,000円（100円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。）
補助限度額等	(1) 補助限度額 1世帯6万円 (2) 補助限度宿泊数 連続する13泊分
その他	(1) 自己都合による取消において発生するキャンセル料は全額自己負担とする（キャンセル料は宿泊施設の規定による。）。 (2) 国・県等の旅行代金などに係る補助金と併用する場合は、同補助額を差し引いた額を補助対象経費とする。

イ 利用期間中において対象者に市内でテレワークを行う者含まない場合

補助対象経費	対象者が市内の宿泊施設に素泊りする場合の費用（夕食、朝食等の飲食に係る料金、サービス料金、消費税及び地方消費税及び入湯税は含まない。） なお、申請者の2親等以内の親族が所有する住宅等に宿泊できる場合は補助対象としない。
補助率等	(1) 補助率 1/3以内 (2) 補助額 1人1泊当たり上限3,000円（100円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。）
補助限度額等	(1) 補助限度額 1世帯5万円 (2) 補助限度宿泊数 連続する13泊分
その他	(1) 自己都合による取消において発生するキャンセル料は全額自己負担とする（キャンセル料は宿泊施設の規定による。）。 (2) 国・県等の旅行代金に係る補助金と併用する場合は、同補助額を差し引いた額を補助対象経費とする。

(2) レンタカー借上料補助金

補助対象経費	対象者が市内のレンタカー事業者から借り上げるレンタカーに係る費用（燃料費、消費税及び地方消費税は含まない。）
補助率等	(1) 補助率 1 / 2 以内 (2) 補助額 24時間当たり上限3,000円（100円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。）
補助限度 台数等	(1) 補助限度台数 1世帯1台 (2) 補助限度時間数 312時間（13日）分
その他	(1) 自己都合による取消において発生するキャンセル料は全額自己負担とする（キャンセル料はレンタカー事業者の規定による。）。 (2) 国・県等の旅行代金に係る補助金と併用する場合は、同補助額を差し引いた額を補助対象経費とする。

（認定申請）

第5条 申請者は、田原市お試し移住支援補助金認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、お試し移住開始日の7日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 田原市お試し移住事前アンケート（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（認定及び認定通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、田原市お試し移住支援補助金認定通知書（様式第3号）により、適当でないとき認めたときは、田原市お試し移住支援補助金不認定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の認定をした場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

（変更認定申請）

第7条 前条第1項の規定による補助金の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、第5条の規定による申請の内容について変更し、又は中止しようとするときは、速やかに田原市お試し移住支援補助金変更等認定申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた額の2割を超えない減額及び軽微な変更については、この限りでない。

（変更認定及び変更認定通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、田原市お試し移住支援補助金変更等認定通知書（様式第6号）により認定者に通知するものとする。

（交付申請）

第9条 認定者は、利用期間の終了した日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、田原市お試し移住支援補助金交付申

請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊に要した費用が分かる宿泊施設の利用明細書及び領収書等の写し
- (2) レンタカーの借上げに要した費用が分かる利用明細書及び領収書等の写し
- (3) 田原市お試し移住事後アンケート（様式第8号）
- (4) 田原市お試し移住支援補助金請求書（様式第9号）
- (5) 対象者の本人確認書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類
（交付決定及び交付決定通知）

第10条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、田原市お試し移住支援補助金交付決定通知書（様式第10号）により、適当でないと認めたときは、田原市お試し移住支援補助金不交付決定通知書（様式第11号）により、認定者に通知するものとする。

2 補助金の額は、前項に規定する交付の決定をもって確定したものとみなす。
（交付）

第11条 市長は、前条第1項により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に補助金を交付するものとする。
（交付決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が特別な理由があると認めたとき。
（遅延利息）

第13条 交付決定者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。
（委任）

第14条 この要綱及び田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条及び第13条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年4月25日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

田原市お試し移住支援補助金認定申請書

年 月 日

田原市長 殿

田原市お試し移住支援補助金の認定を受けたいので、田原市お試し移住支援補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

申請者	氏名	(ふりがな)	職業		
	電話番号		生年月日		
	メールアドレス				
	住所	〒			
同行者	氏 名	続柄	生年月日	職 業	
	(ふりがな)				
利用期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで				
宿泊施設等	宿泊施設名称				
	宿泊日	月 日 () から 月 日 () まで			
交付申請額	宿泊費（予定） ※飲食に係る料金 等は除く (A)	補助対象経費	円×	人× 泊	
		交付申請額	円×	人× 泊	
	レンタカー借上料 （予定） (B)	補助対象経費	円×	時間・日	
		交付申請額	円×	時間・日	
	国・県等の 補助金額 (C)				円
	交付申請合計額 (A) + (B) - (C)				円

確認項目	(1)本市への移住を検討されていますか。		(はい / いいえ)
	(2)本市への移住の原因は、婚姻、転勤、進学等以外のものですか。		(はい / いいえ)
	(3)補助金を利用する目的は、観光、帰省、出張、通学等以外のものですか。		(はい / いいえ)
	(4)同行者は同一世帯であり、全員が移住を検討していますか（同行者がいない場合回答不要）。		(はい / いいえ)
	(5)お試し移住の実施後に、別に定めるアンケートに回答し、市へ提出することができますか。		(はい / いいえ)
	(6)利用期間中や利用期間後に本市が実施する定住・移住促進に関する調査及び広報事業に協力できますか。		(はい / いいえ)
	(7)田原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありませんか。		(はい / いいえ)
	(8)利用期間中において対象者に市内でテレワークを行う方がいますか。		(はい / いいえ)
	(9)本申請において、虚偽の内容はありませんか。		(はい / いいえ)
	※(1)～(7)及び(9)にて“いいえ”がある場合、及び申請者の2親等以内の親族が所有する住宅等に宿泊できる場合は、補助金の認定を受けることができません。		
	市職員及びたはら暮らし定住・移住サポーターとの面談	市職員及びたはら暮らし定住・移住サポーターとの面談を希望しますか。（“はい”と回答した場合は以下も回答）	
希望される場合、面談方法はいずれを希望しますか。		(対面/web/電話)	
希望日時（別途調整）をご記入ください。利用期間前の対応も可能です。			
第1希望		月 日 時 分～	
第2希望		月 日 時 分～	
第3希望		月 日 時 分～	
市職員及びたはら暮らし定住・移住サポーターへ聞きたいことを記入ください。			

添付書類

- (1) 田原市お試し移住事前アンケート（様式第2号）
- (2) 市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

田原市お試し移住事前アンケート

申請者氏名	
-------	--

【田原市について】

問1 どの程度田原市を知っていましたか。
<input type="checkbox"/> よく知っている <input type="checkbox"/> ある程度は知っている <input type="checkbox"/> 名前だけ知っている <input type="checkbox"/> 全く知らなかった
知っている場合は、その内容や田原市のイメージを教えてください。

問2 田原市とはどのような関わりがありますか。※問1で「全く知らなかった」と答えた方以外
<input type="checkbox"/> 出身地である <input type="checkbox"/> 以前に生活していたことがある <input type="checkbox"/> 知人・友人がいる <input type="checkbox"/> 親戚・家族がいる <input type="checkbox"/> 観光で訪れたことがある（ 回数 ） <input type="checkbox"/> メディアで見たことがある <input type="checkbox"/> その他（ ）

問3 田原市が移住候補地となった理由と、田原市以外の移住候補地をご記入ください。
田原市が移住候補地となった理由： 田原市以外の移住候補地（県名又は市町村名等）：

【田原市でのお試し移住について】

問4 田原市でのお試し移住を行う目的は何ですか。※複数回答可
<input type="checkbox"/> 趣味を目的とした移住検討（サーフィン・サイクリング・釣り・その他（ ）） <input type="checkbox"/> 就労を目的とした移住検討（農業・起業・漁業・就職・その他（ ）） <input type="checkbox"/> 住居・土地探し <input type="checkbox"/> オフィスの設置検討（地方移転・サテライトオフィス設置） <input type="checkbox"/> 田原市へのテレワーク移住の検討 <input type="checkbox"/> 田原市への移住を見据えたワーケーション体験 <input type="checkbox"/> 気候・自然環境を知りたい <input type="checkbox"/> 住環境を知りたい <input type="checkbox"/> 医療・学校等の状況を知りたい <input type="checkbox"/> その他（ ）

問5 田原市でのお試し移住期間中に、知っておきたいこと、訪れてみたいところなど、計画がありましたらご記入ください。

問6 田原市のお試し移住支援補助制度について、どこでお知りになりましたか。※複数回答可
<input type="checkbox"/> 田原市ホームページ <input type="checkbox"/> 田原市公式 SNS <input type="checkbox"/> 田原市東京事務所 <input type="checkbox"/> ふるさと回帰支援センター <input type="checkbox"/> 定住・移住フェア <input type="checkbox"/> 田原市定住・移住サポーターから <input type="checkbox"/> 知人から <input type="checkbox"/> 市担当者から <input type="checkbox"/> その他 ()

【移住全般について】

問7 移住を考える理由は何ですか。※複数回答可
<input type="checkbox"/> 田舎暮らしをしたい <input type="checkbox"/> スローライフを楽しみたい <input type="checkbox"/> 趣味を楽しみたい <input type="checkbox"/> 農業を始めたい <input type="checkbox"/> 事業を始めたい <input type="checkbox"/> 子育て環境の充実したところに住みたい <input type="checkbox"/> 感染症の影響が少ないところに住みたい <input type="checkbox"/> テレワーク等の勤務形態の変化 <input type="checkbox"/> 温暖な気候の中で暮らしたい <input type="checkbox"/> 海に近いところで生活したい <input type="checkbox"/> 親戚・知人の近くで生活したい <input type="checkbox"/> 地産地消で豊かな食生活を楽しみたい <input type="checkbox"/> 温泉が身近にある生活がしたい <input type="checkbox"/> その他 ()

問8 現在の家族構成、移住予定の家族構成をご記入ください。				
<table border="1"> <tr> <td>現在 () 人</td> <td>移住予定 () 人</td> </tr> <tr> <td>家族構成 ()</td> <td>家族構成 ()</td> </tr> </table>	現在 () 人	移住予定 () 人	家族構成 ()	家族構成 ()
現在 () 人	移住予定 () 人			
家族構成 ()	家族構成 ()			

問9 移住後のご希望の職業をご記入ください。
<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他 ()

問10 移住後のご希望の居住形態をご記入ください。
<input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 市営住宅や県営住宅 <input type="checkbox"/> 中古住宅(空き家購入等) <input type="checkbox"/> アパートなどの集合住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()

問11 移住の時期について、どのようにお考えですか。
<input type="checkbox"/> すぐにでも移住したい <input type="checkbox"/> いずれは移住したい(□時期未定 □ ___年 ___月頃) <input type="checkbox"/> まずは2地域居住を検討している(□時期未定 □ ___年 ___月頃)

問12 移住に当たって、お知りになりたい内容をご記入ください。※複数回答可
<input type="checkbox"/> 土地や住宅(価格、家賃など) <input type="checkbox"/> 気候・自然環境 <input type="checkbox"/> 交通の便 <input type="checkbox"/> 仕事・雇用 <input type="checkbox"/> 子育て・教育 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 買い物環境 <input type="checkbox"/> 地域住民との交流 <input type="checkbox"/> その他 ()

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

様式第3号（第6条関係）

田原市お試し移住支援補助金認定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年 月 日付で申請のあった田原市お試し移住支援補助金については、次のとおり認定したので、田原市お試し移住支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

1 認定額 円

2 認定の条件

田原市補助金交付要綱及び田原市お試し移住支援補助金交付要綱を遵守すること。

3 注意事項

この通知は、補助金の交付の対象となることを認定するものであり、補助金の交付を決定するものではありません。補助金の交付は、交付の申請を受けて決定します。

様式第4号（第6条関係）

田原市お試し移住支援補助金不認定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年 月 日付けで申請のあった田原市お試し移住支援補助金については、
審査の結果、次の理由により適当でないと認めたので、田原市お試し移住支援補助金交
付要綱第6条第1項の規定により通知します。

理 由：

様式第5号（第7条関係）

田原市お試し移住支援補助金変更等認定申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で認定を受けた田原市お試し移住支援補助金について、次のとおり変更したいので、田原市お試し移住支援補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

- 1 変更等の理由
- 2 変更等の内容
- 3 変更等により増減すべき補助金の額
- 4 添付書類
市長が必要と認める書類

様式第6号（第8条関係）

田原市お試し移住支援補助金変更等認定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年 月 日付けで申請のあった田原市お試し移住支援補助金の変更等については、次のとおり認定したので、田原市お試し移住支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

変更等の内容

様式第7号（第9条関係）

田原市お試し移住支援補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

年 月 日付け 第 号で認定を受けた田原市お試し移住支援補助金
 について、田原市お試し移住支援補助金要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

申請者氏名	(ふりがな)		
住所			
同行者氏名	(ふりがな)	(ふりがな)	
	(ふりがな)	(ふりがな)	
利用期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで		
宿泊施設等	宿泊施設名称		
	宿泊日	月 日 () から 月 日 () まで	
テレワークの 実施有無	<input type="checkbox"/> 利用期間中において対象者に市内でテレワークを行った者を含む <input type="checkbox"/> 利用期間中において対象者に市内でテレワークを行った者を含まない		
テレワークの 実施概要	実施者の氏名		
	事業所等の名 称、部署・役職		
	連絡先		
	実施日時		
	実施場所		
	業務の実施内容		
補助金 実績額	宿泊費 ※飲食に係る料金 等は除く。(A)	補助対象経費	円× 人× 泊
		補助額	円× 人× 泊 円× 人× 泊
	レンタカー 借上料 (B)	補助対象経費	円× 時間・日 円× 時間・日
		補助額	円× 時間・日 円× 時間・日
	国・県等の 補助金額 (C)		
	補助金合計額 (A) + (B) - (C)		
			円

添付書類

- (1) 宿泊に要した費用が分かる宿泊施設の利用明細書及び領収書等の写し
- (2) レンタカーの借上げに要した費用が分かる利用明細書及び領収書等の写し
- (3) 田原市お試し移住事後アンケート（様式第8号）
- (4) 田原市お試し移住支援補助金請求書（様式第9号）
- (5) 対象者の本人確認書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

問6 その他、田原市でのお試し移住期間中に活動した内容をご記入ください。

--

【田原市の移住政策等について】

問7 今後、田原市が移住者の増加を目指すうえで、強み（市の魅力）と弱み（不足していること）はどのようなものがあると感じましたか。

--

問8 今後、田原市で実施すると良いと思われる移住政策は何ですか。

--

問9 今後、田原市から提供して欲しい情報がありましたらご記入ください。

--

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

様式第9号（第9条関係）

田原市お試し移住支援補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所
氏名

田原市お試し移住支援補助金について、田原市お試し移住支援補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

金 円

口座振込先金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合	本店 支店 (店番)
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第10号（第10条関係）

田原市お試し移住支援補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年 月 日付けで申請のあった田原市お試し移住支援補助金について、次のとおり交付を決定したので、田原市お試し移住支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

1 決定の内容

金 額 円

2 交付の条件

田原市補助金交付要綱及び田原市お試し移住支援補助金交付要綱を遵守すること。

様式第11号（第10条関係）

田原市お試し移住支援補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年 月 日付で申請のあった田原市お試し移住支援補助金について、審査の結果、次の理由により適当でないと認めたので、田原市お試し移住支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

理 由：